

実務対応報告第15号

排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い

平成16年11月30日

改正平成18年7月14日

企業会計基準委員会

地球温暖化防止を目的とし、国ごとに二酸化炭素などの排出量削減義務を具体的に数値目標として定めた京都議定書は、平成17年2月に発効し、これにより我が国は排出量削減の約束を達成する必要性が生じている。この約束達成に関連して、国内制度として、企業ごと又は業界ごとに排出量削減義務を課すかどうかについて議論されてきているものの、個々の企業においては、既に自主的な排出量削減に対する取組みがなされている。

こうした中、排出量取引、すなわち、自主的な行動計画として設定した数値目標や将来何らかの義務が課された際の数値目標を達成するための補完的手段として、京都議定書で定められた京都メカニズムにおけるクレジット（以下「排出クレジット」という。）を獲得し、これを排出量削減に充てることを想定した取引や、第三者へ販売するために排出クレジットの獲得を図る取引が見受けられる。このような排出クレジット獲得のための支出等に関する会計処理を明確にすべきという意見があることから、当委員会では平成16年11月に本実務対応報告を公表し、現行の会計基準等の枠内で、当面必要と考えられる実務上の取扱いを明らかにした。

今般、当委員会は、企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」や企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」を公表したこと等に伴い、本実務対応報告について所要の改正を行うこととした。

なお、本実務対応報告では、当面必要と考えられる会計処理のみを検討対象としているため、諸外国の一部で導入されているような企業ごとに排出量削減義務が課された場合の会計処理は取り扱っていない。このため、こうした前提に変更が生じた場合には、本実務対応報告を再検討する場合があります。

[付録 1] 専ら第三者に販売する目的で排出クレジットを取得する場合の会計処理の概要

	(1) 他者から購入する場合	(2) 出資を通じて取得する場合
① 契約締結時	仕訳なし	同 左
② 支出時	「前渡金」とする。ただし、取得前に売却できる場合には「棚卸資産」とすることができる。	個別財務諸表上、金融商品会計基準に従って会計処理し、「投資有価証券」、「関係会社株式」、「(関係会社)出資金」とする。 なお、当該出資が排出クレジットの長期購入契約の締結及び前渡金支出と経済実質的には同じと考えられるものである場合には、(1)に同じ。
③ 排出クレジット 取得前の期末評価	取得原価による。ただし、明らかに回収可能である場合を除き、評価減の要否の検討を行う。	市場価格のない株式に該当する場合、個別財務諸表上、取得原価による。ただし、減損処理の適用を検討する。 なお、当該出資が排出クレジットの長期購入契約の締結及び前渡金支出と経済実質的には同じと考えられるものである場合には、通常の商品等の購入と同様に「前渡金」として会計処理するため、(1)に同じ。
④ 排出クレジット 取得時	「棚卸資産」の取得として処理する。	
⑤ 排出クレジット 取得後の期末評価	取得原価による。ただし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価との差額は当期の費用として処理する。	
⑥ 販売時	「棚卸資産」の販売として処理する。	

[付録 2] 将来の自社使用を見込んで排出クレジットを取得する場合の会計処理の概要

	(1) 他者から購入する場合	(2) 出資を通じて取得する場合
① 契約締結時	仕訳なし	同 左
② 支出時	無形固定資産を取得する前渡金であることから、「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の区分に当該前渡金を示す適当な科目で計上する。	個別財務諸表上、金融商品会計基準に従って会計処理し、「投資有価証券」、「関係会社株式」、「(関係会社)出資金」とする。 なお、当該出資が排出クレジットの長期購入契約の締結及び前渡金支出と経済実質的には同じと考えられるものである場合には、(1)に同じ。
③ 排出クレジット取得前の期末評価	取得原価による。ただし、固定資産の減損会計が適用される。減損処理にあたっては、他の資産とのグルーピングは適当でないと考えられる。	市場価格のない株式に該当する場合、個別財務諸表上、取得原価による。ただし、減損処理の適用を検討する。 なお、当該出資が排出クレジットの長期購入契約の締結及び前渡金支出と経済実質的には同じと考えられるものである場合には、(1)に同じ。
④ 排出クレジット取得時	「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の取得として処理する。	
⑤ 排出クレジット取得後の期末評価	取得原価による(減価償却はしない。)。ただし、固定資産の減損会計が適用される。減損処理にあたっては、他の資産とのグルーピングは適当でないと考えられる。	
⑥ 第三者への売却時	「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の売却として処理する。	
⑦ 自社使用(償却目的による政府保有口座への排出クレジットの移転)時	原則として「販売費及び一般管理費」の区分に適当な科目で計上する。	

以 上